

令和7年度当初予算の各事業概要

部局名称	事業名称	細事業名称	本年度事業費	本年度県費	事業概要(目的)
総務部	地方消費税清算金	都道府県清算金	87,339,820	87,339,820	国から各都道府県に払い込まれた地方消費税は消費に関連した基準（経済センサス活動調査の小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額等）によって、都道府県間において清算を行う。 清算時期： 2～ 4月 5月に清算 5～ 7月 8月に清算 8～10月 11月に清算 11～ 1月 2月に清算
総務部	利子割交付金	市町交付金	137,208	137,208	県民税利子割税収額に政令で定める率（99/100）を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額（3ヶ年分）に按分して当該市町に交付する。 令和7年3月～令和8年2月までの県民税利子割税収額を対象とする。 交付時期： 3～ 7月 8月に交付 8～11月 12月に交付 12～ 2月 3月に交付
総務部	配当割交付金	市町交付金	2,234,539	2,234,539	県民税配当割税収額に政令で定める率（99/100）を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額（3ヶ年分）に按分して当該市町に交付する。 令和7年3月～令和8年2月までの県民税配当割税収額を対象とする。 交付時期： 3～ 7月 8月に交付 8～11月 12月に交付 12～ 2月 3月に交付
総務部	株式等譲渡所得割交付金	市町交付金	2,348,889	2,348,889	県民税株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率（99/100）を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額（3ヶ年分）に按分して当該市町に交付する。 令和7年3月～令和8年2月までの県民税株式等譲渡所得割税収額を対象とする。 交付時期：3月に交付
総務部	法人事業税交付金	市町交付金	5,643,669	5,643,669	法人事業税収入額に政令で定める率（7.7/100）を乗じた額を、事業所統計の各市町従業員数で按分して当該市町に交付する。 交付時期： 3～ 7月 8月に交付 8～11月 12月に交付 12～ 2月 3月に交付
総務部	地方消費税交付金	市町交付金	47,562,839	47,562,839	清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口 及び従業者数で按分して交付する。 令和7年2月～令和8年1月までの清算後の地方消費税収入額を対象とする。 交付時期： 2～ 4月 6月に交付 5～ 7月 9月に交付 8～10月 12月に交付 11～ 1月 3月に交付

総務部	ゴルフ場利用税交付金	市町交付金	1,156,596	1,156,596	ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付する。 令和7年3月～令和8年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象とする。 交付時期： 3～ 7月 8月に交付 8～11月 12月に交付 12～ 2月 3月に交付
総務部	自動車取得税交付金	市町交付金	100	100	自動車取得税収入額に政令で定める率（95/100）を乗じた額の7/10に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。
総務部	環境性能割交付金	市町交付金	1,263,161	1,263,161	自動車税環境性能割収入額に政令で定める率（95/100）を乗じた額の43/100に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。 令和7年4月から令和8年3月までの自動車税環境性能割収入額を対象とする。 交付時期： 4～ 7月 8月に交付 8～11月 12月に交付 12～ 3月 3月に交付
総務部	利子割精算金	関係都道府県精算金	100	0	法人の利子所得に対して二重課税される県民税法人税割と利子割は、法人が確定申告で、法人税割から利子割分を控除して申告する（控除しきれない場合還付を受ける）ことで調整されるものであるが、当該利子割の納入都道府県と、控除・還付する都道府県とが異なることから都道府県間で精算を行う。 精算時期： 1～ 5月 7月に精算 6～ 9月 11月に精算 10～12月 2月に精算